

Q & A

Q1	奨学のための給付金とは何ですか。就学支援金とは違う制度ですか。
A1	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減する目的で支給する、返済不要の給付金です。「就学支援金」（授業料の無償化制度）とは別の制度です。
Q2	基準日以降に、転学（又は退学）予定です。対象となりますか。
A2	基準日時点で要件を満たしていれば対象となります。必ず基準日時点で在籍している高等学校等で申請してください。
Q3	家に高校生が2人います。2人とも申請できますか。
A3	可能です。 要件を満たす生徒が複数いる世帯は、生徒それぞれについて申請することができます。
Q4	令和4年度の保護者等全員の所得割額が非課税（0円）です。「家計急変世帯への支援」の対象となりますか。
A4	対象外です。 保護者等全員の所得割額が非課税（0円）の世帯は、通常の「奨学のための給付金」をご申請ください。
Q5	家計が急変した月（家計急変月）とは、いつのことですか。
A5	実際に入ってきた収入が激減し、保護者等（親権者全員）の1年間の収入見込額が非課税相当となった月を指します。
Q6	昨年中に収入が激減し、今年もその状態が続いていますが、令和4年度は非課税ではありません。対象となりますか。
A6	昨年中に家計の急変により収入が激減し、今年に入っても同じ状態が続いている場合は、今年の1月以降の収入が非課税相当であれば申請可能です。今年の1～3月の保護者等全員分の収入を証明する書類が必要です。
Q7	両親とも所得割額が0円でない世帯で、父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか。
A7	対象外です。 保護者等全員の所得割額が非課税に相当すると認められる世帯であることが必要です。
Q8	両親とも所得割額が0円でない世帯で、父は4月から、母は9月からの収入が激減しました。家計急変月はいつですか。
A8	親権者の両方の収入見込額が非課税相当となった時点を家計急変月と考えます。そのため、この例の場合は9月が家計急変月にあたり、9～11月の親権者全員分の収入を証明する書類が必要となります。
Q9	離職はしていませんが、給料が激減し、非課税相当になりました。対象となりますか。
A9	離職・廃業等による収入減の場合以外でも、勤務する会社や経営する事業の経営状況が災害等によって悪化し、収入が激減した場合は、対象となることがあります。「家計急変世帯への支援申請理由書」を提出してください。
Q10	離職票上は自己都合扱いですが、実際には災害等による事情があります。対象となりますか。
A10	自己都合による退職であっても、災害等に起因する背景がある場合は対象となることがあります。「家計急変世帯への支援申請理由書」に詳しい状況を記載し、離職票や雇用保険受給資格者証等とあわせて提出してください。
Q11	申請者以外の名義の口座を振込先口座とすることはできますか。
A11	可能です。 申請者以外の名義の口座でも申請することができます。
Q12	結果や振込日はどのようにわかりますか。
A12	学校を通じて「決定通知書」をお渡しします。支給決定となった場合は、決定通知書に給付額・振込予定日を記載します。

お問い合わせ先

- 大阪府立りんくう翔南高等学校 事務室

電話：072-483-4474 FAX：072-483-7992
- 大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141
- 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005
- 大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/

国公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）受給申請手続きについて
家計が新型コロナウイルス感染症の影響等により急変し収入が激減した世帯向け

制度概要

家計が急変し収入が激減した世帯に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

※ 奨学のための給付金とは、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される、返済不要の給付金です。

要件

基準日時点において、次の①～⑦の要件をすべて満たしている必要があります。

令和4年7月1日までに発生した家計の急変：**令和4年7月1日**
令和4年7月2日以降に発生した家計の急変：**家計が急変した月の翌月1日(急変日が月の初日の場合は家計急変月の1日)**

※ 家計が急変した月（家計急変月）とは、実際に入ってきた収入が激減し、保護者等（親権者全員）の1年間の収入見込額が非課税相当となった月を指します。

- ① 家計の急変により収入が激減し、**保護者等（親権者全員）**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税に相当すると認められる世帯**であること（※1※2※3※4）
- ② 生活保護（生業扶助）受給世帯、もしくは保護者等（親権者全員）の令和4年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）の世帯ではないこと**
- ③ 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に住所を有していること**（※5※6）
- ④ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ⑤ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和5年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑥ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑦ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※1 家計急変前後の収入を証明する書類（給与明細など）を基に、家計急変の発生後1年間の収入見込額を推計します。この収入見込額が、保護者等全員について「所得割合算額が非課税に相当する」と確認できる必要があります。

★所得割合算額の見込が非課税相当となる例	扶養親族の数	2人	3人	4人
	保護者等本人の収入見込額（給与所得者）	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満
	保護者等本人の収入見込額（自営業）	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

親権者2名ともに収入がある場合は、それぞれの所得税法上の扶養親族の人数を確認します。

※2 一時的に収入が激減したものの後に回復するなど、収入見込額を推計しても所得割額が非課税に相当しない場合は、対象外です。

※3 災害等に起因しない離職（定年退職など）は対象となりません。ただし、自己都合による退職であっても、災害等に起因する背景がある場合は対象となることがあります。

※4 支給決定のために、追加で家計急変後の収入を証明する書類を提出いただく場合があります。また、支給決定後も収入見込額を確認させていただく場合があります。その結果、収入見込額が非課税相当でなくなった方には給付金を返金していただきます。

※5 保護者等（親権者）のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

※6 保護者等（親権者）の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

【ご注意ください！】「家計急変世帯への支援」と通常の「奨学のための給付金」を同時に受給することはできません。	
「家計急変世帯への支援」は、通常の「奨学のための給付金」の対象ではない方が対象となります。	
・生活保護（生業扶助）受給世帯	
・保護者等（親権者全員）の令和4年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯	
→ 「家計急変世帯への支援」ではなく、 通常の「奨学のための給付金」の対象 となります。	
詳細は、「国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて（通常申請）」をご参照ください。	

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

・令和４年７月１日以前に発生した家計急変：下表の給付金額

・令和４年７月２日以降に発生した家計急変：下表をもとに、申請の翌月～翌年３月までの月数に応じて算定した額

区 分	対 象 生 徒 の 区 分	給 付 金 額	
		全日制・定時制	通信制・専攻科
第 1 子	下に該当する兄弟姉妹のいない生徒	1 1 4 , 1 0 0 円	5 0 , 5 0 0 円
第 2 子以降	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制） に在学していないこと（*1*2*3）	1 4 3 , 7 0 0 円	

*1 a、bは無収入であるか、収入が扶養の範囲内である兄弟姉妹です。

*2 年齢及び扶養者の状況は基準日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の被保険者名が保護者等（親権者）であること等で判断します。

*3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。再婚相手等、申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、「家計急変用」と書かれた受給申請書に下記の書類を添付して、学校の定める期日までに提出してください。（p.3【必要書類チェックリスト】もあわせてご参照ください）

ア 家計等の状況を確認するための書類【いずれの区分の場合も必要です】	
ア-(1) 保護者等の家計の急変の発生事由を証明する書類	
A:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出のうち1種類（全ページの写し）	
B:家計急変の発生事由が離職等ではなく「A」に掲げる書類を提出できない場合は、「家計急変世帯への支援申請理由書※」	
※自己都合の離職で災害等に起因する背景がある場合は、「申請理由書」に詳細を記載し、Aの書類と共に提出してください。	
ア-(2) 保護者等全員の家計急変前の収入を証明する書類	
市民税・府民税課税証明書の原本等（注1）	
ア-(3) 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類	
A:給与明細（写し）、会社作成の給与見込（原本）、税理士又は公認会計士作成の証明書類（原本）のうち1種類	
B:Aが提出できない場合は、「収入申告書※」（事業所得の場合は必要経費内訳がわかる台帳等の写しも必要）	
※家計急変月（実際に入ってくる収入が激減した月）から3か月分以上の書類が必要です。	
※保護者等全員分を提出してください。収入が0円であっても、その旨を記載した収入申告書の提出が必要です。	
ア-(4) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	
扶養親族分全員の健康保険証の写し	
※ア-(2)の課税証明書に扶養親族全員分の人数の記載がある場合は、省略することができます。	
イ 生徒本人の健康保険証の写し【いずれの区分も必要です】	
ウ 生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し【区分第2子以降】	
エ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹の基準日時点の在学を証明する書類の原本（注2）【区分第2子以降で、該当するとき】	
・aの高等学校等に在学する兄弟が23歳以上であるとき	
・bの兄弟姉妹のうち、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき	
オ 給付金振込先口座の通帳等の写し【いずれの区分も必要です】	

注1 上記のア-(2)については、令和4年度のもの。詳細についてはp.3【必要書類チェックリスト】をご確認ください。

注2 上記のエについては、基準日以降に発行されたもので、基準日現在、在学している旨が記載された学校発行の証明書、もしくは大阪府所定の様式に限りま。

※「家計急変世帯への支援申請理由書」「収入申告書」「在学証明書」の様式は、お通いの学校の事務室で配付します。

必要書類チェックリスト

		第1子	第2子以降
奨学のための給付金受給申請書（家計急変用）		○	
添付書類	ア 家計等の状況を確認するための書類		
	ア-(1) 家計急変の発生事由を証明する書類（離職票等）	○	
	ア-(2) 家計急変前の収入を証明する書類（令和4年度課税証明書等）	○（保護者等全員分）	
	ア-(3) 家計急変後の収入を証明する書類（給与明細等）	○（保護者等全員分）	
	ア-(4) 扶養親族の人数・年齢を確認する書類（保険証）	○（扶養親族全員分）	
	イ 生徒本人の保険証の写し	○	
	ウ 生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し	×	○
	エ 生徒の兄弟姉妹の基準日時点の在学を証明する書類	×	△（条件あり）
	オ 通帳等の写し	○	

p.2の【申請に必要な書類】とあわせてご確認ください。

ア-(1) 家計急変の発生事由を証明する書類 ●A：以下のいずれか1種類(全ページの写し) ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ●B：Aが提出できない場合 ・家計急変世帯への支援申請理由書(各校で配付) ※自己都合扱いの離職で災害等に起因する背景がある場合は、AとBの両方を提出してください。		ア-(2) 保護者等全員の家計急変前の収入を証明する書類 ●以下のいずれか1種類(令和4年度*・保護者等全員分) ・市民税・府民税課税(非課税)証明書(原本) 市町村の税証明窓口等で3か月以内に発行された原本に限りま。 ・市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）（写し） 給与収入以外に収入がない場合に限りま。A3用紙1枚に全体が入った状態で、分割せず、原寸大でコピーされたものに限りま。 ・市民税・府民税 納税通知書（写し） すべてのページが原寸大でコピーされたものに限りま。 *令和3年の所得に応じた額です。	
ア-(3) 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類 ●A：以下のいずれか1種類 ・給与明細（写し） ・会社作成の給与見込（原本） ・税理士又は公認会計士作成の証明書類（原本） ●B：Aが提出出来ない場合（収入が0円の場合を含む） ・収入申告書（各校で配付） （事業所得の場合、必要経費内訳がわかる台帳等の写しも必要です） ※家計急変月から3か月分以上の書類が必要です。 ※保護者等全員分を提出してください。2人で同じ時期のものが必要です。		ア-(4) 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 ●以下の1種類（扶養親族全員分） ・健康保険証（写し） ※ア-(2)の課税証明書等に扶養親族全員分の人数の記載がある場合は、ア-(4)に掲げる書類の提出を省略することができます。	

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

申請先

生徒が在籍する高等学校等の事務室

給付金の支給時期

受給申請書の審査等の結果認定された場合は、審査が終了したものから順次、指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。